

## 社会生活補助動物の飼育に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第19条に規定する盲導犬、聴導犬及び介助犬等（以下「社会生活補助動物」という。）の飼育容認に必要な事項を定めるものとする。

(飼育を認める社会生活補助動物)

第2条 つつじ野団地（以下「当団地」という。）において飼育を認める社会生活補助動物は、次に掲げる犬又は猫とする。

- 一 身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する盲導犬、聴導犬及び介助犬
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者健康福祉手帳（1級～3級）を所持しており、医師の診断書により病状の安定や増悪を防止するなど治療のために飼育の必要性が確認できる小型犬又は猫

(飼育の承認申請及び承認)

第3条 当団地において社会生活補助動物を飼育しようとする場合には、理事会が別に定める飼育承認申請書を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

2 前条第一号の飼育申請者が提出する前項の飼育承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 身体障害者補助犬の公的な証明書（写し）
- 二 身体障害者補助犬のカラー写真
- 三 身体障害者補助犬の飼育を必要とする理由書
- 四 この細則の規定を遵守し従うことを明記した誓約書
- 五 飼育する者が占有者である場合には、当該団地建物所有者の承諾書

3 前条第二号の飼育申請者が第1項の飼育承認申請書を提出する際は、精神障害者健康福祉手帳を提示し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 犬又は猫を飼育する必要性が確認できる医師の診断書
- 二 この細則の規定を遵守し従うことを明記した誓約書
- 三 飼育する者が占有者である場合には、当該団地建物所有者の承諾書

4 前条第二号に係る理事会の飼育承認が得られた場合、飼育申請者は、当該動物の飼育を始めた後、速やかに当該動物のカラー写真を提出しなければならない。かつ、当該動物が小型犬の場合には、狂犬病予防法第5条に規定する予防注射等の処置が終了していることが確認できるものの提示をしなければならない。

(飼育の承認期間)

第4条 第2条第二号に係る社会生活補助動物の飼育承認期間は、精神障害者健康福祉手帳の有効期限までとする。飼育を継続する場合は、改めて飼育承認申請書を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

2 飼育を中止したときは、書面によりその旨を速やかに理事会に届け出なければならない。

(飼育者の遵守事項)

第5条 社会生活補助動物の飼育者は、通常の良識のある飼育に努めるとともに、次の

行為を遵守しなければならない。

- 一 専有部分における飼育に限定されることとし、それ以外の場所では飼育してはならない。このため、専用庭やベランダ等で飼育してはならない。
- 二 動物の毛の手入れを室外で行ってはならない。このため、手入れや掃除等は室内において窓を締切る等の毛の飛散を防止するための措置を講じた上で行うものとする。
- 三 排泄物の処理等の衛生管理及び臭いの拡散の防止措置は、飼育者が責任を持って行うものとする。
- 四 承認を受けた社会生活補助動物の飼育を中止した場合には、理事会に速やかに報告しなければならない。
- 五 飼育動物を原因とする苦情や不快とする申し出が生じた場合は、誠意をもって対応し速やかに解決しなくてはならない。
- 六 他人に迷惑をかけたこと等により飼育の改善勧告等を受けた場合は、その勧告内容に誠意をもって速やかに対応しなければならない。

(義務違反に対する措置)

第6条 この細則に定める事項に違反する者について、理事長は理事会の決議を経て、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 飼育動物を原因とする苦情や不快とする申し出が生じた場合は、改善勧告を行うこと。
- 二 飼育承認を受けた飼育動物が、他人へ迷惑等を与えた場合や飼育者が義務違反行為を繰り返す等、改善勧告に従わない場合は飼育承認を取消すこと。
- 三 継続飼育の承認を受けずに社会生活補助動物を飼育する者については、その手続きを行うよう勧告するとともに、その勧告に従わない場合は飼育禁止を求めること。

(承認取消後等の措置)

第7条 前条の規定によりその飼育承認を取り消された場合若しくは飼育禁止を求められた場合は、理事会が指定した期日までに、飼育者の責任と負担において当該動物の飼育を中止しなければならない。

(細則外事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第9条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第10条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

- 2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。  
(附則)

この細則は、平成25年5月19日から効力を発する。

(附則)

この変更細則は、平成30年5月20日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

平成30年5月20日

理事長 1街区 6号棟205号室 稲窪 健次

組合員 2街区14号棟104号室 細井 昌平

組合員 3街区15号棟406号室 田巻 千博